**懲　戒　規　程**

第１章　　総　　則

（目的）

第１条　この規程は、社員の職場秩序を乱す行為、企業目的遂行に支障を来す行為を戒め、かつこれを防止するため、懲戒処分について規定することにより、秩序を維持し、社業が健全に発展していくことを目的とする。

（社員の定義）

第２条　この規程において社員とは、正規社員、パートタイム社員、契約社員および嘱託社員をいう。

第２章　　懲戒処分の種類および内容

（懲戒の種類）

第３条　懲戒の種類を以下のとおりとする。

（１）譴　　責　将来を戒め始末書を提出させる。

（２）減　　給　始末書を提出させ、１回につき平均賃金の半日分以内、総額において当該月収入の１割以内を減給する。

（３）出勤停止　始末書を提出させ、７日以内を限度として出勤を停止し、その期間の賃金を支払わない。

（４）降　　格 下位の資格・職位等へ移行させる。

（４）懲戒解雇　予告期間を設けることなく即時解雇し、かつ第５１条の退職金は支給しない。この場合において所轄労働基準監督署長により解雇予告除外認定を受けたときは、解雇予告手当は支給しない。ただし、情状によって退職願の提出を勧告し、諭旨退職にとどめることがある。この場合、退職金の支給については退職金規程による。

（懲戒基準）

第４条　懲戒の基準については、就業規則第○条ないし第○条によるものとする。

（共同行為の処分）

第５条　２人以上共同して懲戒に該当する行為を行った場合はその各人が、当該行為全体を単独で行ったものとして処分することがある。

２．他の者を教唆し、または幇助して懲戒に該当する行為を行わせた者は、その実行行為者に準じて処分する。

（監督者の処分）

第６条　所属員に懲戒該当行為があった場合は、その監督者も処分を行う。ただし、当該行為が軽微な場合もしくは十分な指導監督を行っていたにもかかわらず防止できなかった場合には、処分を軽減または免除する。

（損害賠償）

第７条　会社は本規程により、懲戒を受けた者に対し、その損害賠償を請求する場合

がある。

第３章　　懲戒委員会

（構成）

第８条　懲戒委員会は、次の懲戒委員により構成する。  
（１）社長  
（２）常勤役員  
（３）人事部長

２．懲戒委員長は社長がその任にあたることとし、懲戒委員会における議事の進行及び委員会の秩序を維持し、懲戒委員会を代表する。

３．懲戒委員長に事故あるときは、人事部担当役員が懲戒委員長を代行するものとする。

（懲戒委員会の任務）

第９条　懲戒委員会は、次の各号について審議決定する。  
（１）懲戒事実の認定  
（２）懲戒内容の決定

（召集）

第１０条　懲戒委員会は、就業規則に規定する懲戒事由に該当する行為があったと疑われ、懲戒委員会が必要と認めたとき、または懲戒委員から召集の要請があったときに召集するものとする。

２．懲戒委員長は、懲戒委員の収集通知を各懲戒委員、被疑社員の所属する部門長及び被疑社員に対し発することとする。

（委員会への出席停止）

第１１条　懲戒委員が次の各号の一に該当するときは、懲戒委員としての懲戒委員会への出席を禁止する。

（１）懲戒の被疑社員であるとき

（２）懲戒被疑社員の被疑事実に関し、特別の関係があるとき

（３）懲戒委員長が、懲戒委員会への出席を禁止したとき

（委員会の成立）

第１２条　懲戒委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立するものとする。

第４章　　懲戒の決定

（委員会の決定）

第１３条　懲戒委員会は、懲戒要件の事実発生の有無、違法性の有無、責任の有無、事実の認定の基礎となる証拠の有無、懲戒の前歴及び酌量軽減の可能性について審議し、出席委員の過半数の同意により決定を行うこととする。

（本人の弁明の機会及び弁護人の出席等）

第１４条　被疑社員は懲戒委員会に出席し、被疑要件について弁明することができる。

２．被疑社員は、弁明することのできる他の社員を、懲戒委員会に出席させることができる。

３．懲戒委員長が参考人の出席を必要と認めたときは、参考人を懲戒委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

４．被疑社員が労働組合員である場合で被疑社員本人が希望するときは、労働組合の代表者を懲戒委員会に参加させることができるものとする。

（調査）

第１５条　懲戒委員会に提出された資料で審議を行うことが不十分を認められた場合、または懲戒委員会の議事進行において新たな事実が判明した場合には、懲戒委員会は懲戒委員または事務担当者に必要な調査を行わせることとする。

（調査報告）

第１６条　調査を命じられた懲戒委員または事務担当者は可及的速やかに調査を終了させ、懲戒委員長へ報告を行わなければならない。

（再審議）

第１７条　懲戒委員長は、前条に基づく調査報告を受けた日から、原則として５日以内に懲戒委員会を開催し、再審議を行うこととする。

第５章　　懲戒処分の執行

（懲戒の執行及び公示）

第１８条　懲戒委員会において決定された事項については、懲戒委員長名の書面をもって懲戒の事実及び懲戒の内容を懲戒処分を受ける社員に通知する。

２．人事部長は、前項の通知を受け、懲戒処分を執行する。

３．懲戒は原則として会社内に公示する。

（二重処罰の禁止）

第１９条　会社は前項によって認定した懲戒事実については、重ねて懲戒処分を行うことはない。ただし、新たな事実が判明したときにはこの限りではない。

第６章　　その他の事項

（議事録の作成）

第２０条　懲戒委員会において決議した事項については議事録にその要領を記載し、懲戒委員長及び出席した懲戒委員の全員が記名押印し人事部長が保管するものとする。

（委員会の非公開）

第２１条　懲戒委員会は原則として非公開とする。

（機密保持）

第２２条　懲戒委員及び懲戒委員会に関係した者が、委員会において機密事項としたものについては他に漏らしてはならない。

附　　則

この規程は○○○○年○○月○○日から施行する。